答タルアリタリ

事業主側陳情（要旨）

事業主側ニアリテハ、従因志郎、安東仲、田
中某外三名、鈴木出頭ニ係リ、経理課長付
同、就業時間、社内規則不当ニ付テ
ト陳情セシトモ、懐疑ノ必要ナレトヲ答ヘ
アリタ、

陳情書ヲ提出。

六日午前十時来社中ノ石山、黒澤両組合
部官署長訪問、資本家ト此ノ意見ヲ合
ニテ話シト此ヘ更ニ続キ、後左リ見ル、鈴木
関金太郎等ト会ニ、前記ノ部長ノ付

5

（旬）部長、黒沢飯田両氏、接見、
別紙陳情書ヲ提出、零時四十分退出セリ

◎ 社長ハ、労働組合ニ於テハ全国各産業ノ同志諸君ニ
檄ス

吾々カ大資本家ノ労働組合ハ二月二十三日
賃銀三割値上ノ嘆願書ヲ資本家ニ提
出セルニ資本家ニ於テ、断然之ヲ拒絶
セシ下ニトライキヲ決行シ、資本家側ノ但
店ヲ破壊シ、目的ヲ暴力団ヲ以テ実ニ
ナシ、資本家ハ四千人ノ労働者ヲ使役
シテ、工場ヲ操業セシメ、実施サレテイナイ